

○高根沢町集会施設整備事業に関する要綱

平成24年2月9日

告示第17号

最終改正 令和4年11月15日告示第176号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域コミュニティ活動の活性化を図る上で、地域の活動拠点施設を計画的に維持していくために、地域住民が自らの発意に基づいて行う集会施設整備事業（以下「事業」という。）に対し、町が予算の範囲内において財政的な支援を行うことを目的として実施する高根沢町集会施設整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、高根沢町補助金等交付規則（平成21年高根沢町規則第1号。以下「規則」という。）及び高根沢町補助金等の交付に関する規程（平成21年高根沢町訓令第1号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、集会施設とは、公民館、集落センター及び集会所をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、自治会、自治公民館等とする。

(事業実施基準)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、実施主体が地域コミュニティ活動を活性化させるために必要な事業とする。

2 補助金及び交付対象となる事業の細目は、次のとおりとする。

(1) 集会施設新築事業補助金

- ① 集会施設の新築事業
- ② 集会施設の新築に伴う用地取得事業

(2) 集会施設改修事業補助金

- ① 集会施設の増改築又は修理修繕事業
- ② 集会施設の敷地拡張に伴う用地取得事業

3 補助金の額は、次の表に定めるとおりとする。

補助金の細目	事業の細目	補助金額
(1) 集会施設新築事業補助金	①集会施設の新築事業	補助対象経費の2分の1又は10,000千円のいずれか低い額（千円未満切り捨て）
	②集会施設の新築に伴う用地取得事業	

(2) 集会施設 改修事業補助金	①集会施設の増改築又は 修理修繕事業	補助対象経費の2分の1又は2,500千円のい ずれか低い額(千円未満切り捨て)
	②集会施設の敷地拡張に 伴う用地取得事業	補助対象経費の2分の1又は2,000千円のい ずれか低い額(千円未満切り捨て)

4 補助金の交付を一度受けた実施主体にあつては、以降10年間(交付を受けた年度を含む)、補助金の交付は受けられないものとする。

5 用地取得事業にあつては、集会施設の新築事業又は増改築事業と同一年度内に完了するものとする。ただし、同一年度内に完了することが困難であると町長が認めたときは、補助金交付を翌年度に限り、繰り越すことができるものとする。

(認定申請)

第5条 事業を実施しようとする実施主体は、規程第6条第2項の規定に基づき、町長に事業の認定申請を行うものとする。

2 前項の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき申請書の 名称	同左様式	申請書に添付すべき書類	提出 部数	提出 期限	提出先
高根沢町集会施設 整備事業補助金認 定申請書	様式第1号	・事業計画書(様式第2号) ・収支予算書(様式第3号) ・事業経費の算出根拠を示す見積 書及び関係書類 ・事業の実施を実施主体内で意思 決定したことを証する書類 ・現場写真	1部	別に 定め る	総務課

(事業認定審査)

第6条 町長は、前条第1項に規定する認定申請があつた場合は、事業認定審査を行うものとする。

(事業認定)

第7条 町長は、予算の範囲内において、事業認定の適否及び補助金額を決定する。

2 町長は、事業認定の適否及び補助金額を決定した場合は、遅滞なく実施主体に通知するものとする。認定申請が適当であると決定した場合の通知は、補助金の交付内示(様式第4号)をもってあてることとする。

(交付申請)

第8条 実施主体は、前条に規定する事業認定を受けたときは、規則第5条第1項の規定により、町長に補助金の交付申請を行うものとする。

2 前項の規定により提出する書類は、次の表のとおりとする。

提出すべき申請書の名称	同左様式	申請書に添付すべき書類	提出部数	提出期限	提出先
高根沢町集会施設整備事業補助金交付申請書	規則の様式第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（様式第2号） ・収支予算書（様式第3号） ・事業経費の算出根拠を示す見積書及び関係書類 ・事業の実施を実施主体内で意思決定したことを証する書類 	1部	別に定める	総務課

（変更承認申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた実施主体が、補助対象事業の変更を行う場合において、規則第11条第1項の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき申請書の名称	同左様式	申請書に添付すべき書類	提出部数	提出期限	提出先
高根沢町集会施設整備事業補助金変更承認申請書	規則の様式第2号	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後の事業計画書（様式第1号） ・変更後の収支予算書（様式第2号） ・事業経費の算出根拠を示す書類 ・町長が必要と認める書類 	1部	別に定める	総務課

2 次に掲げる変更については、規則第11条第1項ただし書きの規定により、前項に規定する変更承認申請を要しないものとする。

- (1) 事業費の用途間の変更で、その額が全体事業費の20%未満であるもの
- (2) 事業量及び事業内容の変更で、事業効果に相違のないもの

（交付請求）

第10条 補助金の交付決定を受けた実施主体が、補助対象事業の補助金交付請求を行う場合において、規則第12条第3項の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき請求書の名称	同左様式	請求書に添付すべき書類	提出部数	提出期限	提出先

高根沢町集会施設 整備事業補助金交 付請求書	規則の様式 第3号	・ 交付決定指令書の写し ・ 町長が必要と認める書類	1部	別に 定め る	総務課
------------------------------	--------------	-------------------------------	----	---------------	-----

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた実施主体が、補助対象事業を完了した場合において、規則第15条第1項の規定により提出する書類は、次の表に定めるとおりとする。

提出すべき申請書 の名称	同左様式	報告書に添付すべき書類	提出 部数	提出 期限	提出先
高根沢町集会施設 整備事業補助金実 績報告書	規則の様式 第4号	・ 実績報告書 (様式第5号) ・ 収支決算書 (様式第6号) ・ 決算書の裏付けとなる領収書及 び関係書類 (写し可) ・ 現場写真 ・ 町長が必要と認める書類	1部	別に 定め る	総務課

(補助対象事業の特例)

第12条 災害(流出、水没、埋没、全壊、崩壊、焼失等の被害)による集会施設の著しい損失であって、町長が特に必要と認めた事業については、第4条第4項の規定にかかわらず、本補助金の交付対象とすることができる。

2 前項に該当すると思われる事業については、第5条第2項に規定する書類を町長に提出するとともに、第6条に規定する事業認定審査の対象になるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 事業の実施主体は、事業により取得し、又は効用の増加した集会施設の譲渡、交換、貸付、取壊しその他の処分をしてはならない。ただし、町長の承認を得た場合は、この限りでない。

(要綱の見直し)

第14条 この要綱は、社会状況の変化、運用状況、実施の効果等を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 [以下略]

附 則 (令和4年告示第176号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。